

# わらわら

第85号

令和3年  
6月1日発行

## 「6月10日は時の記念日」

からくり時計が動くところを  
興味深く見えています。



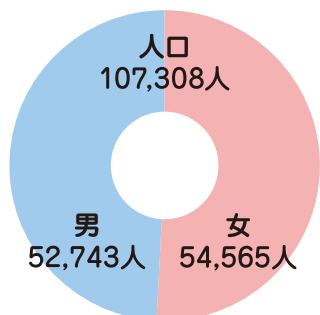
## 幼児療育センター



時計は北方町婦人会より頂きました。

### 管内の人口と世帯数

(令和3年4月1日現在)



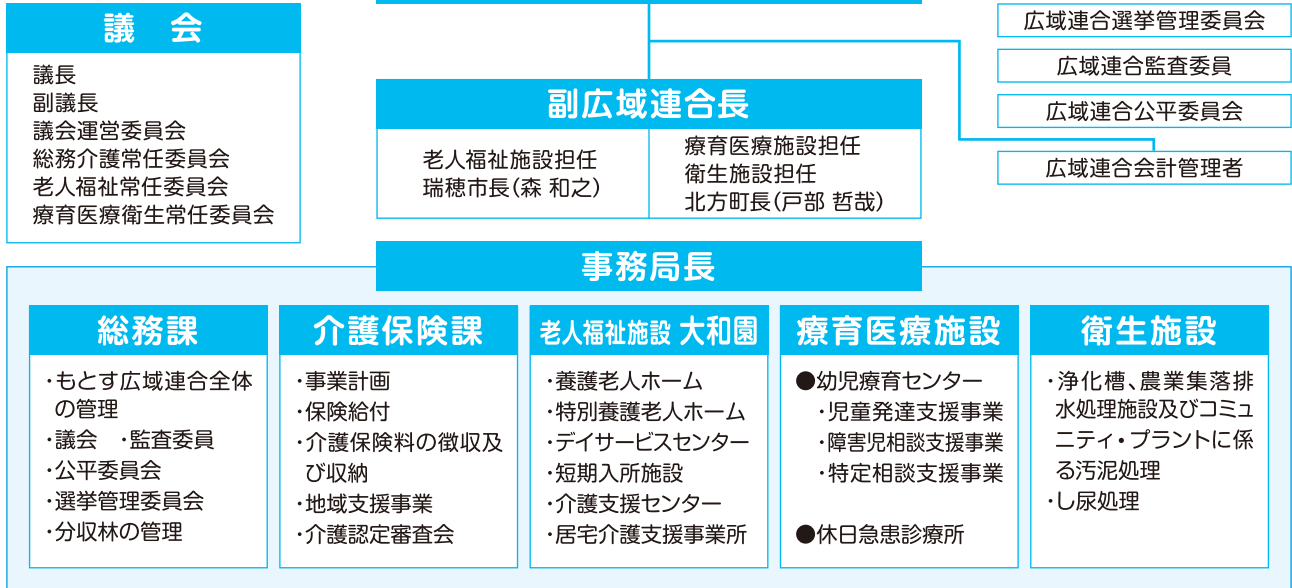
### 主な内容

もとす広域連合 組織体制	2
令和2年度 情報公開及び個人情報保護実施状況	2
衛生施設	3
介護保険料について	4
介護保険負担限度額認定証の更新のお知らせ	5
介護サービス等調査委員会運営状況の公表	5
療育医療施設(幼児療育センター・休日急患診療所)	6
老人福祉施設大和園	7
地域包括支援センター	8
会計年度任用職員募集	8

# もとす広域連合 組織体制

もとす広域連合は、瑞穂市、本巣市及び北方町で組織された特別地方公共団体です。組織市町の介護保険に係る事務等の共同処理や、老人福祉施設大和園、幼児療育センター、休日急患診療所、し尿処理施設の管理・運営等を行っています。

広域連合長：本巣市長（藤原 勉）



もとす広域連合では、ホームページでも、各施設の活動をご案内しています。職員採用情報等も掲載しています。もとす広域連合議会や、各施設の情報を分かりやすく発信していますので、ぜひご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.motosu-union.gifu.jp>



## 令和2年度 情報公開及び個人情報保護実施状況

もとす広域連合情報公開条例及びもとす広域連合個人情報保護条例の規定により、公文書の公開等及び個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表します。

### 情報公開関係

令和2年度 公文書の公開等の実施状況  
……請求件数 0件

実施機関	請求件数	決定状況					
		全部公開	部分公開	審査請求件数			非公開
				却下	決定状況変更して公開	決定等を取消	
広域連合長	0						
議会	0						
選挙管理委員会	0						
公平委員会	0						
監査委員	0						
合計	0						

### 個人情報保護関係

令和2年度 個人情報の開示等の実施状況  
【開示請求関係】……請求件数 1件

実施機関	請求件数	決定状況					
		全部開示	部分開示	審査請求件数			非開示
				却下	決定状況変更して開示	決定等を取消	
広域連合長	1	1					
議会	0						
選挙管理委員会	0						
公平委員会	0						
監査委員	0						
合計	1	1					

【利用停止請求関係】(違法に収集または提供された個人情報の利用及び提供の停止または消去の請求)……請求件数0件

【訂正請求関係】(誤った個人情報の訂正の請求)……請求件数0件

# 衛生施設の汚泥処理工程が変わります。

瑞穂市、本巣市及び北方町の家庭などから収集された浄化槽汚泥などは、衛生施設内の様々な工程を経て、きれいな水にしています。その工程の中で発生する汚泥は、脱水後、焼却炉で燃やし、その時にた灰を外部に搬出していましたが、今後は環境面などを考慮して、焼却炉を廃止し汚泥を外部に搬出します。また、汚泥脱水機を従来のものから高性能なものに取り替えて、脱水後の汚泥量を減らすことで、施設全体の二酸化炭素排出量の削減を行います。

## 収集

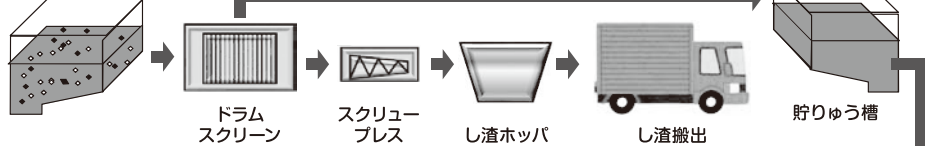
収集車が各家庭をまわって「し尿」「浄化槽汚泥」を集めてきます。



収集車

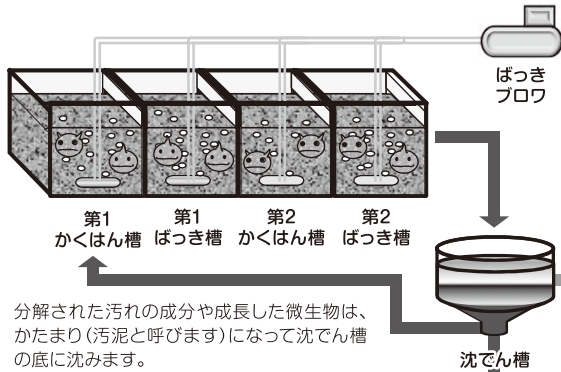
## 受入・前処理工程

し尿に混ざっている紙や布など(し渣と呼びます)をドラムスクリーンという機械で取り除きます。し渣は、さらにスクリーブレスという機械で脱水後、し渣ホッパ(一時的に貯留する箱)で貯留し、ごみ焼却場に搬出して焼却処理します。



## 生物処理工程

し尿の成分を、色々な種類の微生物の力を借りて分解します。微生物が十分活躍できるように、空気を吹き込み活性化させます。

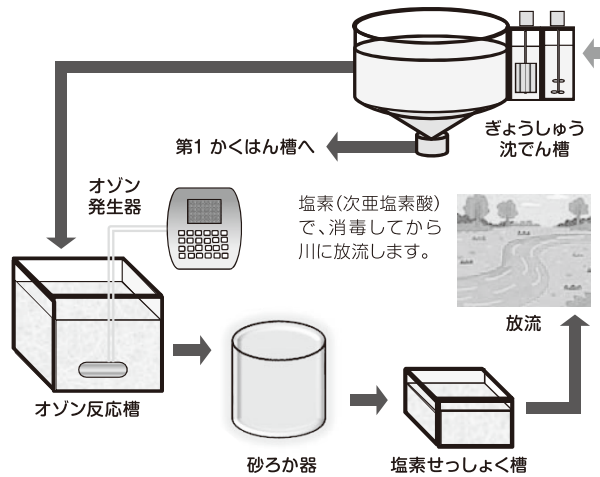


分解された汚れの成分や成長した微生物は、かたまり(汚泥と呼びます)になって沈でん槽の底に沈みます。

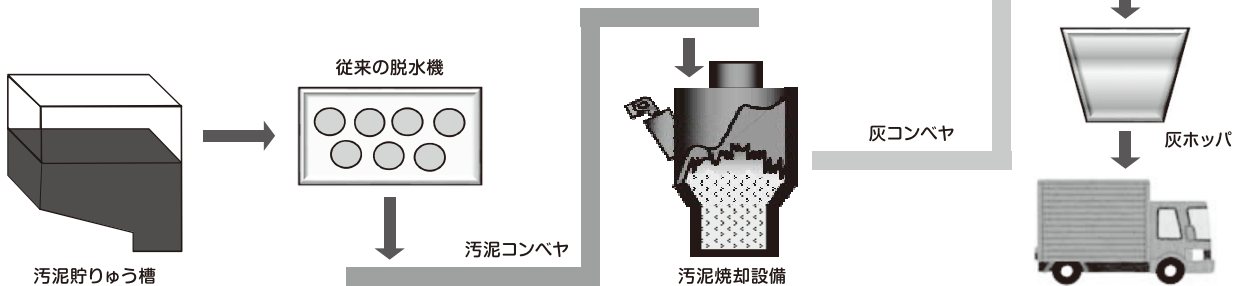
微生物にとって良い環境を作ってあげることです尿中の汚れの元を分解するなどしてくれます。

## 高度処理工程

生物処理では取り除くことができなかった汚れの成分を、化学的な方法で丁寧に取り除きます。

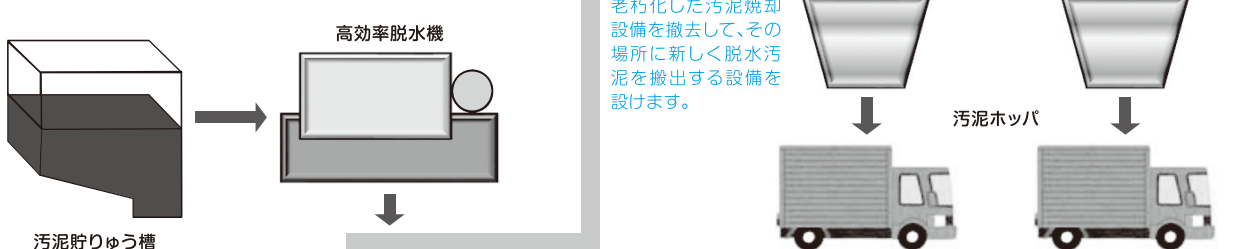


## 今までの汚泥処理工程



## これからの汚泥処理工程

以前よりさらに水分を少なくできる脱水機に取替ます。



汚泥コンベヤ  
老朽化した汚泥焼却設備を撤去して、その場所に新しく脱水汚泥を搬出する設備を設けます。

汚泥ホッパ



# 65歳以上の方の介護保険料が7月に決まります

## 《介護保険料について》

介護保険制度は、みなさんの保険料と国・県・市・町の公費によって賄われています。このため、介護保険料は、全体のサービス利用量が多くなれば高くなり、少なくなれば低くなります。

今年度の年間介護保険料は下表のとおりです。介護保険料は、住民税の課税状況、課税年金収入額および所得金額等に応じて、10段階に分かれています。なお、消費税の引上げに伴う第1段階から第3段階の保険料の軽減は、令和3年度も引き続き実施されます。

## 《納付方法》

介護保険料の納め方には次の2通りがあります。

- ① 特別徴収（年金からの天引き）  
年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金受給時に年金から天引き（年6回）されます。
- ② 普通徴収（納付書・口座振替）  
年金の受給額が年額18万円未

満の方、65歳になって間もない方、他の市区町村から転入してきた方などは、納付書または口座振替で納めていただきます。

特別徴収・普通徴収のいずれの方にも、7月中旬に「介護保険料納入通知書」を送付し、令和3年度の介護保険料をお知らせします。

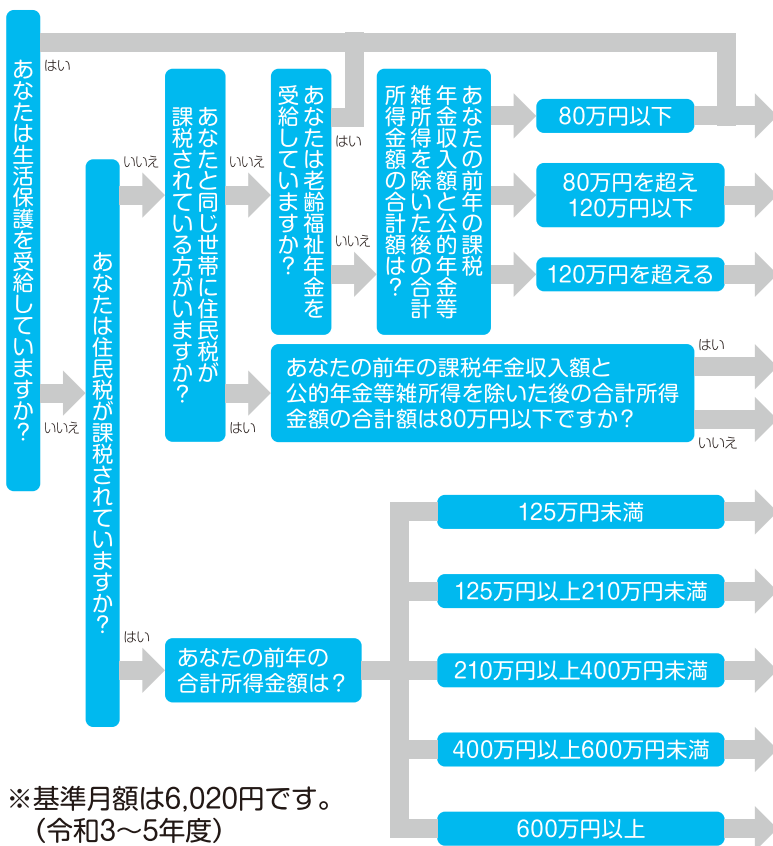
普通徴収により納付書でお支払いをされる方につきましては、「介護保険料納入通知書」に納付書が同封されています。納付については、納め忘れ・納める手間のない、口座振替をお勧めしています。

介護保険制度にご理解いただき、納期限までに介護保険料を納めていただきますよう、お願いします。

※確定申告の期限が延長されたことにより、申告の時期によっては、課税情報がなく算定されることがあります。その場合は、課税情報が確定されましたら、再計算し、増額の場合は、増額分の納付書を送付します。

## あなたの介護保険料は？

保険料は、所得段階に応じて決められます。



段階	保険料率	年間保険料 (12ヶ月分)
第1段階	基準額×0.30	21,600円
第2段階	基準額×0.40	28,800円
第3段階	基準額×0.70	50,500円
第4段階	基準額×0.90	65,000円
第5段階	基準額	72,200円
第6段階	基準額×1.15	83,000円
第7段階	基準額×1.25	90,300円
第8段階	基準額×1.50	108,300円
第9段階	基準額×1.75	126,400円
第10段階	基準額×1.85	133,600円

※基準月額は6,020円です。  
(令和3～5年度)

※1 第1～3段階の保険料は公費による軽減後の金額です。

※2 表中記載の合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を除いた金額を用います。また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を除いた金額を用い、第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を除いた金額を用います。

### 介護保険負担限度額認定証の

交付を受けている方へ

## 介護保険負担限度額認定証の更新のお知らせ

現在、お持ちの介護保険負担限度額認定証は、有効期限が令和3年7月31日までとなっております。

引き続き認定が必要な方は、改めて申請が必要です。すでに介護保険負担限度額認定証をお持ちの方には、7月初旬に「更新のお知らせ」をお送りします。「更新のお知らせ」に同封している申請書類等（左記◆必要な書類参照）に必要な事項をご記入のうえ、もとす広域連合または各市町の介護保険担当課窓口へご提出ください。

### ◆ご注意

令和3年8月末までに申請し、認定された方には令和3年8月1日から有効となる「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

### ◆必要な書類

【もとす広域連合から送付するもの】

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 同意書

【ご自身で用意して頂くもの】

- ③ 預貯金等が確認できる書類の写し
  - ④ 配偶者がいる場合は、夫婦2人分の写し
  - ⑤ 非課税証明書
- （配偶者が管外市区町村にいる場合のみ）

### ◆介護保険負担限度額認定証とは…

所得の低い方が施設サービスやショートステイの利用をするときに、食費・部屋代の軽減を受けるためのものです。

## 負担限度額認定の判定要件

利用者負担段階	◆所得要件	◆資産要件 預貯金等の上限額
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	令和3年8月から 単身：1,000万円 夫婦：2,000万円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額が80万円以下の人	
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 利用者負担段階が第2段階以外の人 (令和3年7月まで)	
第3段階	令和3年8月から 第3段階①	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円 (令和3年7月まで)
	第3段階②	単身：550万円 夫婦：1,550万円
		単身：500万円 夫婦：1,500万円

【問い合わせ先】 介護保険課 保険係  
058-320-2220

### 令和2年度

## 介護サービス等調査委員会運営状況の公表

もとす広域連合介護サービス等調査委員会設置条例第14条第1項の規定に基づき、令和2年度の運営状況についてお知らせします。

- 申立ての受付件数（苦情の概要）… 0件
- 申立ての処理状況 …… 0件

この委員会は介護保険に関する苦情等を公正かつ迅速に処理し、介護保険制度を適正に運営できるように設置された第三者機関です。介護サービス等の苦情等があれば、遠慮なくご相談ください。

### 【問い合わせ先】

介護保険課 保険係  
058-320-2220



# こんにちは幼児療育センターです

幼児療育センターでは、様々な活動(遊び)を通して、子どもたちの発達を促しています。今回は「シャボン玉」の活動をご紹介します。職員室の窓からふわふわと舞うシャボン玉を見かけることが多くなりました。子どもたちはシャボン玉遊びが大好きです。ストローを吹いてシャボン玉を作ったり、できたシャボン玉を追いかけてみたり…。何気なく取り組んでいるシャボン玉遊びには、様々な療育的効果が期待されています。

## 【ことばの発達を促す】

シャボン玉を作るためには、ストローを口にくわえて固定し、そっと息を吐きだす必要があります。こういった動作はことばを話すときに似ているため、シャボン玉遊びは子どもの口の運動機能を高める効果があるといわれています。ことばをうまく発声するためには、唇や口の動き、息の吐き方、あごの筋力が必要になり、音の違いをはっきり表現するためには、微妙な息遣いのコントロールが必要です。これらがうまく連動して初めてことばがスムーズに話せるようになります。また、息をゆっくり吐きだすシャボン玉遊びは、肺呼吸に大切な呼吸筋を鍛えるのにも最適とされています。

## 【好奇心、想像力を養う】

液体が息を吹きかけると丸く膨らみ、風に乗って舞い上がり、つかまえようとすると逃げていったり、つかまえると消えてしまう。そんな不思議なシャボン玉は子どもたちの好奇心を刺激し、科学的なものの見方を育てます。また、天気や光の当たり方次第で、いろいろな表情を見せてくれるシャボン玉は子どもたちの想像力も養います。



## 【運動神経を鍛える】

外の広い場所でシャボン玉遊びをすると、子どもたちはシャボン玉を夢中で追いかけて走ったり、手を大きく広げてつかまえようとしたり、しゃがんでジャンプしたり、叩いて・蹴って・踏んで壊したりと自然に運動量が増えます。疲れも忘れて追いかけることで「身体を鍛える」のではなく「楽しく身体を動かす」ことになるので長続きします。また、割れないようにつかもうとする動きを通して、力の加減も学習できます。

## 【創造性を養う】

シャボン玉を作る道具を身近な物で作ったり、いろいろな形や大きさのシャボン玉を作る工夫をします。また、シャボン玉にもう1つシャボン玉をくっつけたり、シャボン玉をキャッチしたりと自分なりの遊び方を積極的に考えるようになり、創造性を養っていきます。



## 【目と手の協応を養う】

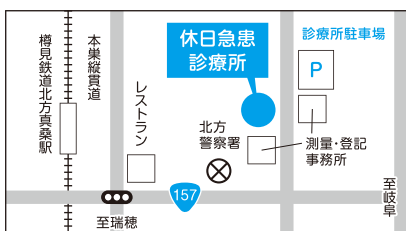
動くシャボン玉を目で追ひ、手を伸ばしてつかもうとする動作は、空間認知能力や目と手の協応を育てます。

## 【社会性を養う】

他の子どもと遊ぶことで、シャボン玉液が周りの子にかからないように注意したり、シャボン玉を追いかける時にぶつからないように注意するなど、他の子との関係を自然に覚えます。また、吹く子と追いかける子で役割を決めたり、順番に交代するなど、集団で遊ぶ時のルールも考えるようになります。

※療育の様子などの見学やお子さんの発達相談も受け付けています。  
事前の申し込みが必要ですのでお電話ください。

☎058-323-0584



※当番医につきましては、もとず医師会ホームページを参照してください。  
※受診時は医療保険証をお持ちください。  
※薬は原則、当日分のみ処方となります。

- 電話 / 058-323-0523 (診療日・時間のみ)
- 診療日 / 日曜日、祝日
- 場所 / 北方町北方3219-25 (北方警察署東隣)
- 診療科目 / 内科、小児科
- 診療時間 / 午前9時～正午 (受付は午前11時30分まで)
- 午後1時～4時 (受付は午後3時30分まで)

休日急患診療所のご案内



# 徹底した感染症対策で ご利用者様をお迎えします

大和園通所介護サービス・認知症対応型通所介護サービスでは、新型コロナウイルス感染症対策として、パルスオキシメーター（酸素濃度測定）やサーモグラフィカメラ等を導入し、ご利用者様が安心・安全にお過ごしいただける環境を整えております。

ご利用者様の中には、ご自身の症状を伝えることが難しい場合もあるかと思いますが、職員の観察力と万全な健康管理体制でご利用者様をサポートしております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中でも、ご利用者様の身体機能の低下予防や、他のご利用者様との交流の機会を損なうことのないよう、感染症対策を十分に取りながらご利用者様をお迎えしておりますので、是非ご利用ください。



検温測定



酸素濃度測定



換気



空気清浄機



密集・密接を防ぐ利用空間づくり

7月に介護者交流会を開催する予定です。  
詳しくは、もとす広域連合のホームページをご覧ください。

歯や口の健康は、介護予防の基本です!



歯や口の機能(口腔機能)は「しっかり食べること」や「楽しく話すこと」など健康的な日常生活を送るうえで欠かせない機能です。歯や口の健康の衰え(オーラルフレイル)は、全身への悪影響と、寝たきりなどの要介護状態になる危険性があります。歯や口のちょっとした衰えを見逃さず、日々の口腔ケアを続けて介護を必要としない健康(健口)寿命を延ばしましょう。

《オーラルフレイルの危険度チェック》

- 虫歯の治療をしていない
- 合わない入れ歯で我慢している
- よくむせる
- 固いものが食べられない
- 人と話す機会がない
- 口の中が不衛生

《お口の健康を保つポイント》

ていねいに歯みがきをしましょう

歯みがきは、口腔ケアの基本です。歯ブラシを細かく動かして時間をかけて磨きましょう。また、義歯もはずして汚れを洗い流しましょう。

お口の体操をしましょう

おいしく食べたり、楽しく話すために、簡単にできるお口の体操を習慣にしましょう。例えば口を大きく開けて舌を出したり引っ込めたりしてみましょう。

食事の仕方を工夫してみましょう

一口あたり30回を目安にして、よく噛んで食べましょう。また、噛みごたえのある食材(根菜類など)を取り入れましょう。

定期的に歯科受診をしましょう

定期的に健診に通い、歯や口のトラブルを早期発見し改善しましょう。トラブルの自覚症状がなくても半年に1度はチェックしてもらいましょう。

《各市町の地域包括支援センター連絡先》

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地 (瑞穂市総合センター1階) 電話:058-327-4118 FAX:058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1 (本巣市真正老人福祉センター内) 電話:058-324-5166 FAX:058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地 (北方町役場内) 電話:058-323-5540 FAX:058-323-2114

～会計年度任用職員募集～

【任用期間】 任用日～令和4年3月31日 【職種ごとの募集人数】 若干名  
 【賞与】 勤務条件などにより支給 【保険】 要件を満たした場合に加入・補償 【休暇】 勤務条件に応じ有給休暇・その他休暇あり  
 【その他】 兼業の制限あり。詳細はお問い合わせください。※都合により募集を取りやめることがあります。

職種	勤務地	業務	資格要件等	報酬(別途、通勤手当相当額支給有)	勤務時間、日数等
① 介護職員	老人福祉施設 大和園	特別養護老人ホーム又は デイサービスの介護業務	無資格	時給897円～992円	【特養】16:15～22:00のうち7時間30分 【デイ】8:00～18:00のうち4時間以上 7時間30分以下 ※勤務日数・時間は応相談
			介護初任者研修修了者	時給904円～1,028円	
			介護福祉士	時給911円～1,054円	
② 介護職員 (準常勤)		特別養護老人ホームの 介護業務(夜勤あり)	介護初任者 研修修了者など	時給1,306円	週33時間45分(週により4日勤務、5日勤務あり) 【日勤】16:15～22:00のうち7時間30分 【夜勤】22:00～翌朝6:30 又は16:00～翌朝8:30
③ 運転手		デイサービスの 送迎業務	普通自動車免許	時給883円	週25時間(週5日) 【朝】8:00～10:00 【夕】15:00～18:00
④ 調理員		厨房の調理業務	無資格 調理師免許	時給960円 時給994円	週37時間30分(週5日) 6:15～19:15のうち7時間30分
⑤ 用務員		施設の清掃業務等	無資格	時給854円	週20時間(週5日) 8:00～12:00又は13:00～17:00
⑥ 療育 指導員	幼児療育 センター	幼児療育センター における療育指導	幼稚園・小学校・ 特別支援学校等の教諭免許、 保育士、臨床心理士、作業療法士、 言語聴覚士等の資格を有する方	時給1,002円～1,267円 児童発達支援管理責任者 研修修了者は1,355円	週34時間(週5日) 原則として 月曜日:8:30～12:30 火曜日～金曜日:8:30～17:00 ※事前見学可。お電話ください。

<問い合わせ・書類送付先>

- ①～⑤ 老人福祉施設大和園 経営管理係 TEL:0581-34-2555 〒501-1205 本巣市曾井中島1156番地4
- ⑥ 療育医療施設 幼児療育センター 総務係 TEL:058-323-0584 〒501-0471 本巣市政田500番地1

【試験日】 申込をされた方に後日通知します  
 【申込書類】 履歴書、資格を証明する書類の写し  
 【申込期限】 随時

発行/もとす広域連合 〒501-0466 岐阜県本巣市下真桑1000番地 本巣市役所真正分庁舎内  
 電話058-320-2266 FAX058-320-2265 <https://www.motosu-union.gifu.jp>